

令和3年度 第1回 島田市景観審議会議事録

日時：令和3年11月22日（月）10:30～11:20

場所：島田市役所 会議棟2階 C会議室

【出席者】9名

	氏名	役職等
会長	北川 雅之	島田商工会議所 専務理事
副会長	寒竹 伸一	静岡文化芸術大学 副学長
委員	土屋 和男	常葉大学 教授
	小澤 弘美	島田市商工会
	松村 裕子	志太建築士会
	朝倉 純夫	島田建設業協会
	長屋 正	自治会連合会（島田地区）
	木田 輝男	自治会連合会（金谷地区）
	藁科 博	自治会連合会（川根地区）
市職員	菅沼 克章	都市基盤部長
	秋山 尚弘	都市政策課長
	遠藤 有喜	都市政策課 都市政策推進係 係長
	田村 享広	都市政策課 都市政策推進係 主査
	石塚 貴裕	都市政策課 都市政策推進係 主事

【欠席者1名】土屋 義明委員（島田市観光協会）

【遠藤係長】

皆様には、大変御多用のなか、御参集いただき、誠にありがとうございます。

ただ今から、第1回島田市景観審議会を開催いたします。

本日、この審議会の進行を務めさせていただきます都市政策課の遠藤でございます。

開会にあたり、菅沼都市基盤部長から御挨拶申し上げます。

【菅沼部長】

挨拶

【遠藤係長】

ありがとうございました。

本日は、本年度に入り初めての審議会となりますので、ここで、都市政策課長より職員の紹介をさせていただきます。

【秋山課長】

職員紹介

【遠藤係長】

ありがとうございました。

会議に入る前に1点事務局よりご報告いたします。

本日の会議につきましては、定数10名のうち、9名の方のご出席をいただいております。定数に対し過半数を超えておりますので、島田市景観条例等施行規則第18条第2項の規定により、会議が成立していることをご報告いたします。

なお、土屋委員におかれましては、事前に欠席の連絡を受けておりますので、併せてご報告いたします。

それでは、お手元に配布してあります次第に沿って進めさせていただきます。

これより議事に入ります。

これからの議事進行につきましては、島田市景観条例等施行規則第17条第4項により会長が務めることになっておりますので、島田市景観審議会の会長であります北川会長にお願いいたします。それでは、北川会長よろしく申し上げます。

【北川会長】

委員の皆様方には、大変お忙しい中、当審議会に御出席いただき、誠にありがとうございます。皆様方のご協力をいただきながら、円滑な議事進行に努めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

それでは次第に沿って進めます。

議案第1号「島田市景観計画の変更 景観重点地区の追加」について、事務局から説明をお願いいたします。

【田村主査】

～議案について説明～

【北川会長】

事務局の説明が終わりました。

委員の皆様からご質問等がありましたら、お願いします。

【土屋委員】

確認になりますが、国指定の史跡は、どこからどこまでの範囲ですか。

また、重点地区内に全て入っていますか。

【田村主査】

史跡の区域は、景観重点地区区域の東側の境界から西側は博物館を除いた範囲の主に街道に面した場所が史跡になっています。

史跡については、全て重点地区の範囲に入っています。

【木田委員】

景観重点地区内にお住まいの方に、説明会などは計画されていますか。

【遠藤係長】

9月上旬に、地域の自治会、関係団体の方を対象に説明会を開催させていただきました。その後、自治会の組回覧で、景観重点地区と地区計画の内容について広報をさせていただきました。

【寒竹委員】

江戸時代当時に、ここの建築物の屋根は、和瓦だったのでしょうか。

【遠藤係長】

当時の屋根は、和瓦だけでなく板張りのものもあったと、所管する博物館課から伺っています。ただし、この区域は建築基準法第22条区域であるため、建築の際に防火の基準をクリアできるように和瓦を基本とし、金属板の使用も可としています。

【寒竹委員】

この和瓦というのは、棧瓦のことでしょうか。それとも本瓦のことでしょうか。江戸時代に瓦は高級なものであったため、瓦葺きの屋根は少なかったようです。瓦が使われ始め、普及したのは防火のためです。江戸時代の建築物を模すのか、現在ある歴史的建築物を模すのかという話にもなるかと思いますが、現在ある歴史的建築物を模す場合、和瓦が具体的にどんなものか分かるようにした方が良いと思います。

【藁科委員】

私は一般的に和瓦というと三州瓦を思い浮かべますが、重さがあるため、街道沿いの建築物には合わないと思います。

【寒竹委員】

現在の歴史的建築物を模して和瓦を使用することにこだわらず、金属板の平葺き屋根を使用可能としてもよいのではないのでしょうか。

【土屋委員】

私も金属板の平葺き屋根を使用可能としてもよいのではないかと思います。色彩の規制のみでもよいかと思います。

【長屋委員】

歴史的建築物は、元々は番宿であって住居ではないです。塚本邸も明治になってから、板葺きから瓦屋根に変えたという経緯があります。ですので、和瓦にこだわる必要もないのではないかと思います。

【藁科委員】

江戸時代は、この地域も軽い材質の杉板の屋根が多かったのではないかと思います。

【土屋委員】

現実的には建築基準法第 22 条区域なので、燃えない材料でないといけないと思います。ですので、瓦以外の材料は金属板しかないかと思います。

【寒竹委員】

金属板を瓦に模す必要はないのではないかと思います。金属板を瓦に模すことはなかなか難しく、粗末な感じになってしまうと思います。瓦なら瓦のみとするなどした方がよいと思います。また本来は、当時のものに近づけた方がよいと思います。現在ある既存建築物を基準としていますが、川越し街道の特色を出せる形にして、観光客が喜ぶような名所にしたらどうかと思います。

【朝倉委員】

実際に、その当時の建築物は残っておらず、現在あるものは全て復元された歴史的建築物になるので、どこまで当時のものに近づけるかという話にもなるかと思います。昔、工事で街道を 1 m ほど掘削したときに当時の人が歩いた街道がでてきました。そのため、街道も当時と同じではありません。

ちなみに、当時はせぎ跡と旧堤防の辺りが川との境でした。これも昔、工事をした時の記憶ですが、周辺には建築物等がありませんでした。やはり今ある建築物は、復元されたものになります。

元々は住居や宿泊所ではなく、川越し人足の待機所と旅人の休憩所でした。そのため、屋根は板張りなどの簡易的なものであったと思いますが、板張り屋根が使用できないと、現実的に復元することができるのは、今あるような歴史的建築物だと思います。

【田村主査】

屋根に使用する材料の基準については、現在残っている建築物を基に考えています。

【寒竹委員】

川越し街道には看板が立っていますか。

【田村主査】

番宿などの間口付近に、いくつか立っています。

【寒竹委員】

当時の様子の説明などが書いてありますか。

【遠藤係長】

既存の看板については、当時の様子を記していますが、今後、にぎわい創出事業で再整備を検討しています。

【朝倉委員】

昔からある看板は無くなっていませんか。

【遠藤係長】

いくつか残っていますが、その辺りも統一感を持たせるなどして、再整備をしていく予定です。

【朝倉委員】

ちなみに現存している井戸の価値は、相当高いものだと聞いています。いずれにしても、当時と全く同じ建築物はなく、にぎわい創出事業での活用が検討されているのであれば、現在ある歴史的建築物を模するという基準でよいのではないのでしょうか。

【北川会長】

ここまで、主に屋根の材料についての審議がされてきましたが、事務局はどうお考えでしょうか。

【遠藤係長】

いただきました御意見を踏まえ、耐震性の観点などを考慮し、屋根材料の基準については一旦保留とさせていただきたいと思います。

なお、材料の基準については、今後賑わい創出事業とも関係しますので、内部で再度検討し、委員の皆様にご報告させていただきます。

また、色彩基準については、このままとさせていただきたいと思います。

【土屋委員】

あと、屋根の勾配ですが、10分の4から5までになっていますが、もし金属板の平葺き屋根が可能であれば、10分の3まで勾配を緩めることができると思います。

【遠藤係長】

事務局としては、街道の街並み景観の統一感を出し、既存建築物との調和を図るため、現在の基準を採用したいと考えています。

【寒竹委員】

それでしたら、10分の4か5のどちらかに決めた方が統一感を出せると思います。

【田村主査】

勾配の範囲については、既存建築物を調査したデータを基に10分の4から5までとしています。

【寒竹委員】

勾配をどちらかに決めた方が揃って見えるし、建築もしやすく費用も節約できると思います。

【朝倉委員】

正面から見たときに勾配は関係ないと思うので、要は横から見たときに軒先が揃っているかどうかということになると思います。

【田村主査】

隣接する歴史的建築物の勾配に合わせるという基準を加えれば、比較的揃って見えるのではないのでしょうか。

【寒竹委員】

私からすると、勾配10分の3の金属板の平葺き屋根か勾配10分の5の瓦屋根か、どちらか選択させた方が、この場所独自の美しい街並みが形成できると思います。

現在の技術では、実際に、瓦屋根の勾配はどの程度必要でしょうか。

【松村委員】

ある程度は緩くできると思います。10分の3や10分の2.5あたりもあるかと思います。

【寒竹委員】

それでしたら、やはり瓦屋根と金属板の平葺き屋根の勾配を別々に決めておいた方が、個性がある面白い街並みが形成できるのではないかと思います。

参考意見として述べさせていただきましたので、後の判断は事務局に委ねたいと思います。

【田村主査】

ありがとうございます。

屋根・軒の基準については、いただいた御意見を踏まえ、事務局で検討をいたします。

【寒竹委員】

ちなみに他市町の事例で、金属板で瓦を模した物を作ると安っぽくなってしまうので、模した物とすると鋳物の瓦の方がよいという話がありました。

【北川会長】

先ほど、地元の住民説明会を行ったと聞きましたが、何か意見のようなものはありましたか。

【遠藤係長】

説明会の中で出た意見としては、「街道に面する建築物に規制をかけていく内容になるため、補助制度を創設してほしい。」というものがありました。その意見を踏まえまして、現在ある補助金交付要綱の見直しを行っており、川越し街道周辺地区で使える制度とする予定です。

【北川会長】

それは例えば格子を付けるなど、基準に合わせるために必要な工事を行った場合に出る補助金ですか。

【遠藤係長】

そうです。通常の建築と重点地区の基準に合わせた建築との差が出てくるとは思いますが、その差分を補助するという形になると思います。

【朝倉委員】

景観重点地区の川越街道の延長は何メートルくらいになりますか。

【田村主査】

大井川の土手から東側の県道に出るまでが、約700メートル程度だったと記憶していますので、その半分の約350メートル程度ではないかと思います。

【藁科委員】

博物館から博物館分館までが300メートルだという看板を見たことがあります。

【朝倉委員】

そうすると、やはり約350メートル程度となり、それほど長い距離ではないので、街道がすぐ終わるという感じがします。

【木田委員】

規制がかかってから、対象地区内で改築等をしていただかなくてはならないというお宅が出てきますか。

【田村主査】

景観重点地区を指定したからといって、今すぐ基準に即した内容に改築をする必要はありません。新たに、新築や改築を行う際にこの基準に即していただくことになります。

【朝倉委員】

すでに住宅が建っており、新築の住宅などもあります。

【木田委員】

付帯設備についても同じでしょうか。

【田村主査】

同じになります。

【藁科委員】

朝顔の松公園は対象外ということでよいですか。

【田村主査】

都市計画公園として整備済みとなっていることから、新たに住宅が建築される恐れが無いため、対象から除いています。

【北川会長】

ありがとうございます。

他にはよろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。

屋根・軒に関する基準については、事務局で検討していただけるということです。

その他の方針については、議案第1号の内容にご異議ありませんか。

【各委員】

(異議なしの声)

【北川会長】

ありがとうございます。

それでは、異議なしと認めます。景観重点地区の追加については、承認されました。

屋根・軒に関する基準については事務局で検討をお願いします。

本日の議題は以上となります。

事務局から報告事項があるようですので、報告についてお願いします。

【田村主査】

議案第1号についてご審議いただきありがとうございました。

ここで1点ご報告いたします。

その他資料として、お手元に新聞記事を配布させていただきました。

こちらにつきましては、本年7月に初倉谷口地区において茶園景観の修景作業を地元住民と共に、静岡県、島田市、近隣市町と協働により実施した際の記事になります。

当日は約40人が参加し、2時間程度の作業時間で約200mのガードレールの塗装作業を実施しました。

全ての塗装作業が完了していないため、年明け2月頃に残りの作業を行う計画となっています。

【朝倉委員】

我々、建設業協会にも、県から依頼を受けまして、年明けにボランティアで県道のガードレール塗装を行わせていただきます。

【北川会長】

こうした活動を推進することにより、景観が良くなっていくと思いますので、ぜひよろしく願いします。

それでは、以上で会長の役目を終え、進行を事務局へお返しします。

【秋山課長】

本日は、熱心なご審議、貴重な御意見ありがとうございました。

本年度の景観審議会の開催につきましては、今回が最終になります。

実は、皆様におかれましては、任期が来年3月末ということでお願いをしております、このメンバーでのご審議は本日が最終となります。

これまで3回、ご審議をいただき、向島町・若松町地区の景観重点地区の追加、太陽光発電設備

の届出基準の変更、それから本日御審議いただきました、川越し街道周辺地区の景観重点地区の追加について、お忙しい中にもからわず、大変熱心なご審議を賜り誠にありがとうございました。

新年度につきましては、改めて、またそれぞれの団体からのご推薦などをお願いすることとなるかと思いますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

任期は一区切りとなりますが、今後とも、様々な分野で、市の景観行政にお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

今日は、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、令和3年度 第1回 島田市景観審議会を終了いたします。

皆さまには2年間に渡りご協力いただき、ありがとうございました。

(閉会)